

30日臨技発第410号
平成30年10月26日

都道府県臨床（衛生）検査技師会
会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
代表理事 会長 宮島 喜文



精度管理責任者育成講習会（eラーニング）開講、および標準作業書、
作業日誌又は台帳関係「雛形」の開示について（お知らせ）

謹啓

貴会には、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療法等の一部を改正する法律(平成29年法律第57号)の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成30年厚生労働省令第93号)が平成30年7月27日に公布され、同年12月1日より施行されることとなりました。

当会では、当面の方針として、先の都道府県臨床（衛生）検査技師会会長宛通知文書（30日臨技発第256号）において、その対処方針につきまして別途通知致す旨お伝えいたしましたが、この度、当会として下記の2点を実施する運びとなりました。貴職におかれましては、御了知いただくとともに、貴所属会員施設並びに会員宛周知方宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 「精度管理責任者」育成講習会（eラーニング）を平成30年10月31日より開講
改正後医療法施行規則第9条の7第1号関係の検体検査の精度の確保に係る責任者として相応しい知識と、精度管理責任者としての実務を身につけるために必要なカリキュラムを備えた教育研修を企画しました。
2. 「雛形」を、会員専用サイト上に平成30年10月18日より掲載
改正後医療法施行規則第9条の7第3号、第4号及び第5号関係の標準作業書及び作業日誌又は台帳関係の雛形が会員専用サイトより閲覧できます。

以上